

北名古屋衛生組合温水プール
指定管理者募集要項及びその仕様書に係る
特記仕様書

令和3年10月
北名古屋衛生組合

北名古屋衛生組合温水プール指定管理者
募集要項及びその仕様書に係る
特記仕様書

目 次

第1	管理運営経費	1
第2	開場準備業務と重複する費用について	1
第3	その他	2

本書は、北名古屋衛生組合温水プール指定管理者募集要項及びその仕様書を補足するものである。

北名古屋衛生組合温水プールは新設の施設であることから、過年度の実績がない。よって、次に示す内容について特記事項を付す。

第1 管理運営経費

主な管理運営経費のうち、管理費、光熱水費、修繕費及び機器リース料については次のとおりである。

(1) 管理費

次に示す管理費については、組合が管理契約を締結する予定である。それら管理費は指定管理者が指定管理料にて支払うこととする。組合が管理契約締結後、それら管理費について組合と指定管理者との間で協議を行い、必要な手続きを進める。

- ・ 防犯設備管理費
- ・ 通信回線管理費
- ・ エレベーター保守点検費（法定検査費用含む）
- ・ 自家用電気工作物保安管理費
- ・ 浄化槽保守点検費及び法定検査費

(2) 光熱水費

電気料金、水道料金及び浄化槽清掃（汚泥引抜）の支払いは、組合が実績に応じて支払うので、当初指定期間中は光熱水費には含めないこととする。ただし、水道に係る法定点検の費用は指定管理者が指定管理料にて支払うこととする。

指定管理者は、適切な運営を心掛け、光熱水費の低減に努めること。

(3) 修繕費

修繕費については、当初指定期間中は管理運営経費に含めないこととする。

令和4年度当初に組合が北名古屋衛生組合温水プール個別施設計画及び維持管理台帳を策定する。その計画及び台帳をベースとして施設の保全に務めていただき、施設の長寿命化を図ること。

その計画では竣工後、ランニングコストとして修繕費を積算する。計画等策定後、その修繕費について組合と指定管理者との間で協議を行い、必要な手続きを進める。

(4) 機器リース料

次に示す機器については、組合がリース契約を締結する予定である。それらリース費用は指定管理者が指定管理料にて支払うこととする。組合が機器リース契約締結後、それらリース料について組合と指定管理者との間で協議を行い、必要な手続きを進める。

- ・ 券売機
- ・ 複合機

第2 開場準備業務と重複する費用について

募集要項「第27 その他 1 開場準備業務」に示すとおり、組合と指定管理者との間で開

場準備業務の委託契約を締結するが、開場準備業務のうち、必要書類作成業務、施設案内パンフレット及び利用細則等各種印刷物作成業務など、指定管理業務（令和4年度分）と重複する内容については、指定管理者候補者となった者と組合とで協議を行い、重複部分の費用の見直しを行うこととする。

第3 その他

この特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、指定管理者（指定管理者候補者含む）と組合が協議のうえ、処理するものとする。